

発言通告表（一般質問）

令和7年2月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1	望月 徹（11）	<p>1. 財政 将来負担比率の改善と総費用の改善について</p> <p>本市の財政状況について当局は、令和5年度決算について実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率も早期健全化基準に比べ大幅に低い数値となっており、健全な財政状況を示しているとの見解である。</p> <p>将来負担比率の早期健全化基準は350.0%に対し、本市は63.8%と大幅に低い数値であるが、他市町と比較すると県内で最下位。全国でも1700以上の市町のうち、下位に属していると聞いている。財政力指数等は県内平均を上回る数値を示す中で、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す数値が高いことは、今後の市政発展に大きなマイナス要因と捉え、以下質問する。</p> <p>(1) 他市町と将来負担比率を比較すると、算出時に将来負担額の控除項目である地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額が、他市に比べ大幅に低いことが大きな要因と捉えるが、当局はどのように分析されているか、お伺いします。</p> <p>(2) 本市は今年度総合体育館の建設が終わり、次年度以降も富士駅北口再整備事業、市全体では、令和13年度開院に向けた市立中央病院の建て替えによる一般会計への負担が大幅に増えることが想定されるので、将来負担比率がさらに悪化していくと捉えるが、当局の見解を伺います。</p> <p>(3) 歳入のうち市税は、今後大幅な増加は見込みにくいと捉えるが、今後5年間の収支見込みの試算で歳入の見込みをどのように捉えているか、伺います。</p> <p>(4) 公債費の固定的支出が増加することは、収入を同一と仮定した場合、一般会計の歳出の削減が求められる。総費用を増加させる施策、例えば、まちづくりセンターの指定管理者への移行などは、総費用の増加につながると捉える。総費用の減少を検討すべきと考えるが当局の見解を伺います。</p> <p>2. 市民サービスの向上 受付窓口などでの多忙期の対応について</p> <p>行政の手続の対応について、一つの実例を取り上げ質問する。</p> <p>おくやみ窓口での手続が、現状、亡くなられた方の約50%と市民の皆様から高い評価を得ていること。年末から1月にかけて例年亡くなる方が増えていること、特に本年は多いこともあり、1月30日現在、予約日が3月となっている。従来、連絡をして10日以内で対応することで、内容を含め高い評価を得ていることから、多忙時の対応について、以下質問する。</p> <p>(1) 従来から1月は多忙な時期となっており、予約が長くなることに対し、どのような改善策を実施してきたか、お伺いします。</p> <p>(2) この時期に合わせ、人的な対応を増強すること、窓口を増やすことで、素早い対応につながると考えるが、当局の見解を伺います。</p> <p>(3) おくやみ窓口以外でも、混雑する時期、部署があるが、多忙期の対応について、どのような施策を取っているのか、お伺いします。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
2	伊東 美加（7）	<p>1. 女性の自治会長を増やすための対応策について</p> <p>第4次富士市男女共同参画プランでは、施策の方向の成果指標である女性の自治会長の割合を、令和2年4月1日現在の4.1%から5年後には8.0%に引き上げるという目標設定がなされています。</p> <p>しかしながら、ここ数年の状況を振り返りますと、女性の自治会長の割合はその年度によって多少の増減はあるものの、低い水準で推移しているように見受けられます。自治会長に求められる資質は男性特有のものではないと考えています。</p> <p>もし、地域内のアンコンシャス・バイアスによって、自治会長に向いている女性が排除されてしまうとすれば、これは地域の大きな損失でもあるのではないかという観点から、以下のとおり伺います。</p> <p>(1) 女性の自治会長の人数の変遷、現在置かれている状況等について、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>(2) 女性が自治会長になりにくい要因にはどのようなものがあるとお考えでしょうか。また、対策としてどのようなことを実施されているでしょうか。</p> <p>(3) 女性の自治会長のロールモデルを紹介し、成功事例を共有することが重要だと思いますが、そのような活動はされているのでしょうか。</p> <p>2. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく対応状況について</p> <p>令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。この法律では医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することとされ、この中では医療的ケア児が医療的ケアでない児童等と共に教育等を受けられるように最大限の配慮をすることも求められています。これらのことから、学校の設置者、保育所の設置者等についても、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するものとされています。</p> <p>このような状況を踏まえ、以下のとおり伺います。</p> <p>(1) 公立の保育所等における対応状況について伺います。</p> <p>(2) 公立の小中学校における対応状況について伺います。</p> <p>(3) 本法によって、かつては障害児とみなされなかった、知的障害も身体障害も伴わず医療的ケアのみを必要とする子供への支援ニーズが認識されるようになりました。小学校就学に向けてのこうした子供の把握についてはどのようにされているのでしょうか。</p> <p>(4) 法第13条には関係機関及び民間団体が行う医療的ケア児に対する支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講ずるものとあります。この対応状況について伺います。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
3	川窪 吉男（29）	<p>1. 下水道施設の維持管理について</p> <p>令和7年1月28日午前10時頃、埼玉県八潮市において、下水道管の破損が原因と考えられる大規模な道路陥没事故が発生しました。深さ15メートルほどの穴が空き、トラック1台が穴に転落しました。運転していた男性の安否はいまだに分かっておりません。埼玉県によりますと、破損した下水道管は直径4.75メートル、1983年（42年前）に埋設されたもので、上流の12市町から集まった下水を近くの大規模な流域下水処理場へ送る下水道管だったようであります。</p> <p>この事故によって、埼玉県は12市町を対象に洗濯や風呂などの排水自粛を呼びかけており、影響は120万人に及んだとしています。この下水道管の破損の原因は、下水に含まれる有機物が腐敗し硫化水素を発生させ、それが空気に触れて硫酸となり、この硫酸が下水道管を徐々に腐食させて、穴が空き、そこから土砂が落ちて道路下に空洞ができ、地盤が重さに耐えられなくなり陥没したとされています。</p> <p>埼玉県では、この下水道管を5年に1度、目視などで腐食の有無を点検し、一部に腐食が見られたものの、直ちに工事の必要な状況ではないと判断したようであります。しかし、結果としてこのような事故が発生したことから、現状の維持管理において問題があったのではないかと考えるところであります。また、この事故を受けて、国から全国の下水道事業管理者に対し、晴天日の最大汚水量が1日当たり30万立方メートル以上の大規模な処理場につながる直径2メートル以上の下水道管の緊急点検の要請がありました。本市においては、この要請に対し該当の下水道管はなかったものの、緊急点検を迅速に行い、異常なしの安全確認をしたと新聞、テレビで報道されました。このことは、私をはじめ市民の皆さんも大変評価したと思うところであります。しかしながら、今後、下水道管を含めた下水道施設全体の老朽化は一層進行すると考えられます。八潮市のような事故を発生させないためにも、下水道施設の維持管理をしっかりと実施していくべきと考え、以下伺います。</p> <p>(1) 本市における下水道管の老朽化の進行状況はどのようになっているのか伺います。</p> <p>(2) 本市において下水道管の破損が原因と考えられる道路陥没事故は年間何か所発生しているのか伺います。</p> <p>(3) 本市における下水道管の維持管理について、現状どのように行っているのか伺います。</p>